

金武出張所支援班の設置に関する達を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄防衛局長 真部 朗

金武出張所支援班の設置に関する達

改正 令和4年8月9日沖縄防衛局達第7号

(設置)

第1条 金武出張所における事務を迅速、円滑かつ適切に処理するため、沖縄防衛局に当分の間、金武出張所支援班（以下「支援班」という。）を置く。

(支援班の事務)

第2条 支援班においては、金武出張所が所掌する事務のうち、事件及び事故等並びに山火事に関する事務について支援を行う。

(支援班の構成等)

第3条 支援班は、班員6名をもって構成する。

2 班員は、管理部業務課長及び企画部連絡調整課長がそれぞれの課及び室員から指定する者をもって充て、前条に掲げる事務のうち自己が所属する課の所掌する事務を処理する。

3 支援班は金武出張所長が指揮監督する。

附 則

この規則は、平成23年3月31日から施行する。

附 則（令和4年8月9日沖縄防衛局達第7号）

この規則は、令和4年8月9日から施行し、同年4年4月1日から適用する。